

I.労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

平成18年3月に労働安全衛生マネジメントシステム^(※)に関する指針の改正が行われました。指針の目的、構成等は、以下のとおりで、従来の指針と趣旨が大きく変わるものではありません。

※労働安全衛生マネジメントシステムとは、事業場における安全衛生水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて次の(1)～(4)に掲げる活動を自主的に行うものです。

- (1)安全衛生に関する方針の表明、(2)危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- (3)安全衛生に関する目標の設定、(4)安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善

指針の目的

事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の防止を図るとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資すること。

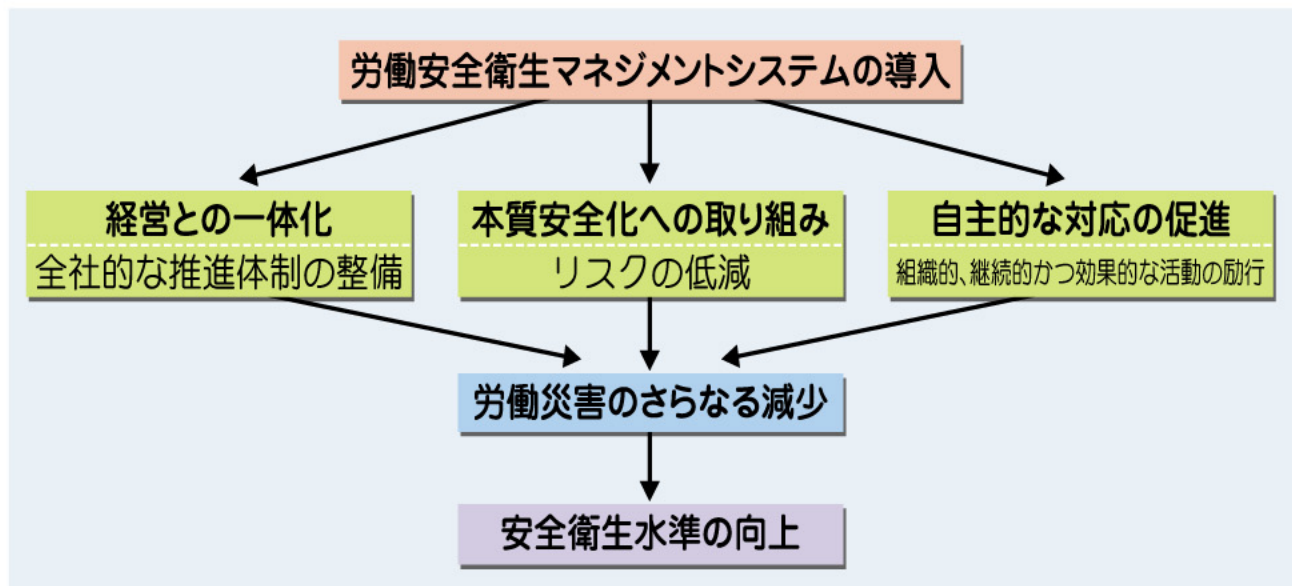


図1

指針の構成

指針は、次の各条文によって構成されています。

第1、2条	目的	第11条	安全衛生目標の設定
第3条	定義	第12条	安全衛生計画の作成
第4条	適用	第13条	安全衛生計画の実施等
第5条	安全衛生方針の表明	第14条	緊急事態への対応
第6条	労働者の意見の反映	第15条	日常的な点検、改善等
第7条	体制の整備	第16条	労働災害発生原因の調査等
第8条	明文化	第17条	システム監査
第9条	記録	第18条	労働安全衛生マネジメントシステムの見直し
第10条	危険性又は有害性等の調査及び実施事項の決定		